

令和3年1月15日

【照会先】

神奈川県労働局職業安定部職業対策課

課長 柳田 進一

課長補佐 服部 吉泰

地方障害者雇用担当官 柳原 江理子

電話 045-650-2801

報道関係者 各位

令和2年 障害者雇用状況の集計結果

～雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新～

神奈川県労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和2年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率2.2%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

・雇用障害者数は24,910.5人、対前年3.3%（806.0人）増加

・実雇用率は2.13%、対前年比0.04ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は47.4%（前年比0.9ポイント上昇）

＜公的機関＞（同2.5%、県及び市町村の一定の教育委員会は2.4%）※（ ）は前年の値

・県の機関：雇用障害者数300.0人（296.5人）、実雇用率2.66%（2.68%）

・市町村等の機関：雇用障害者数2,060.0人（1,929.0人）、実雇用率2.38%（2.37%）

・県及び市町村の一定の教育委員会：雇用障害者数430.0人（390.0人）、実雇用率1.78%（1.62%）

＜地方独立行政法人等＞（同2.5%）※（ ）は前年の値

・雇用障害者数128.5人（130.5人）、実雇用率2.23%（2.28%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率 2.2%）に雇用されている障害者の数は 24,910.5 人で、前年より 3.3%（806.0 人）増加し、過去最高となった。
- ・雇用者のうち、身体障害者は 14,320.0 人（対前年比 0.3%減）、知的障害者は 6,029.0 人（対前年比 8.1%増）、精神障害者は 4,561.5 人（対前年比 9.7%増）であった。
- ・実雇用率は、9年連続で過去最高の 2.13%（前年は 2.09%）、法定雇用率達成企業の割合は 47.4%（前年は 46.5%）であった。

[総括表 1、グラフ（1）、詳細表 1（1）]

○ 企業規模別の状況

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100 人未満規模企業で 2,323.5 人、100～300 人未満で 4,873.0 人、300～500 人未満で 2,159.0 人、500～1,000 人未満で 4,056.0 人、1,000 人以上で 11,499.0 人と、45.5～100 人未満、100～300 人未満、1,000 人以上の企業規模で前年より増加し、300～500 人未満、500～1,000 人未満の企業規模で前年より減少した。
- ・実雇用率は、民間企業全体の実雇用率 2.13%と比較すると、
→1,000 人以上規模企業（2.36%）、500～1,000 人未満（2.68%）については上回った。
→300～500 人未満（1.87%）、100～300 人未満（1.83%）、45.5～100 人未満（1.52%）については下回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100 人未満規模企業が 43.7%、100～300 人未満が 51.3%、300～500 人未満が 42.3%、500～1,000 人未満が 49.8%、1,000 人以上が 61.5%と全ての規模の区分で前年より上昇した。

[グラフ（2）・（3）、詳細表 1（2）]

○ 産業別の状況

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が20.0人、「鉱業、採石業、砂利採取業」が2.0人、「建設業」が439.5人、「製造業」が6,831.0人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が8.0人、「情報通信業」が1,417.5人、「運輸業、郵便業」が1,693.5人、「卸売業、小売業」が4,216.0人、「金融業、保険業」が308.0人、「不動産業、物品賃貸業」が178.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が981.5人、「宿泊業、飲食サービス業」が644.0人、「生活関連サービス業、娯楽業」が664.5人、「教育・学習支援業」が337.0人、「医療、福祉」が4,281.0人、「複合サービス事業」が172.0人、「サービス業」が2,716.5人だった。
- ・産業別にみる障害者の雇用率については「運輸業・郵便業」(2.16%)、「卸売業・小売業」(2.15%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(2.23%)、「医療・福祉」(2.80%)、の4業種は、民間企業全体の実雇用率 2.13%を上回っている。

[グラフ (4)・(5)、詳細表 1 (3)]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・令和2年の法定雇用率未達成企業は 2,535 社。そのうち、不足数が 0.5 人または1人である企業(1人不足企業)が 65.6%と過半数を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業(障害者雇用ゼロ企業)が、未達成企業に占める割合は 57.4%となっている。

[詳細表 1 (4)]

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率 2.5%)

県の機関に在職している障害者の数は 300.0 人で前年より 1.2% (3.5 人) 増加しているが、実雇用率は 2.66%と前年に比べ 0.02 ポイント減少した。

4 機関のうち 3 機関が達成。

[総括表 2 (1)、詳細表 2 (1)、4 (1)]

(2) 市町村等の機関(法定雇用率 2.5%)

市町村等の機関に在職している障害者の数は 2,060.0 人で前年より 6.8% (131.0 人) 増加しており、実雇用率は 2.38%と前年に比べ 0.01 ポイント上昇した。

36 機関中 22 機関が達成。

[総括表 2 (2)、詳細表 2 (2)、4 (3)]

(3) 県及び市町村の一定の教育委員会 (法定雇用率 2.4%)

県の教育委員会に在職している障害者の数は 428.0 人で、前年に比べ 9.7% (38.0 人) 増加しており、実雇用率は 1.78%と前年に比べ 0.16 ポイント上昇した。

今年度より報告対象となった市町村の一定の教育委員会に在職している障害者の数は 2.0 人で、実雇用率は 1.58%であった。

[総括表 2 (3)、詳細表 4 (2)]

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等 (法定雇用率 2.5%) に雇用されている障害者の数は 128.5 人で、実雇用率は 2.23%であった。

7 法人中 5 法人が達成。

[総括表 3、詳細表 3、4 (4)]

令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	1,171,453.5 人	24,910.5 人	2.13 %	2,280 / 4,815	47.4 %
	(1,155,663.0 人)	[21,016 人] (24,104.5 人)	(2.09 %)	(2,236 / 4,808)	(46.5 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
県の機関	11,269.5 人	300.0 人	2.66 %	3 / 4	75.0 %
	(11,050.5 人)	[235 人] (296.5 人)	(2.68 %)	(3 / 4)	(75.0 %)

※ 県の機関のうち未達成であった1機関は、令和2年12月31日までに達成済み。

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村等の機関	86,733.5 人	2,060.0 人	2.38 %	22 / 36	61.1 %
	(81,527.5 人)	[1,551 人] (1,929.0 人)	(2.37 %)	(24 / 36)	(66.7 %)

※ 市町村等の機関のうち未達成であった機関のうちの3機関は、令和2年12月31日までに達成済み。

(3) 法定雇用率2.4%が適用される県及び市町村の一定の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
県の教育委員会	24,058.0 人	428.0 人	1.78 %	0 / 1	0.0 %
	(24,044.0 人)	[317 人] (390.0 人)	(1.62 %)	(0 / 1)	(0.0 %)
市町村教育委員会	126.5 人	2.0 人	1.58 %	1 / 2	50.0 %
	(- 人)	[1 人] (- 人)	(- %)	(- / -)	(- %)

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	5,762.0 人	128.5 人	2.23 %	5 / 7	71.4 %
	(5,728.5 人)	[112 人] (130.5 人)	(2.28 %)	(5 / 7)	(71.4 %)

※ 地方独立行政法人等のうち未達成であった機関のうちの1機関は、令和2年12月31日までに達成済み。

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得された者であること

4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 ()内は、令和元年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

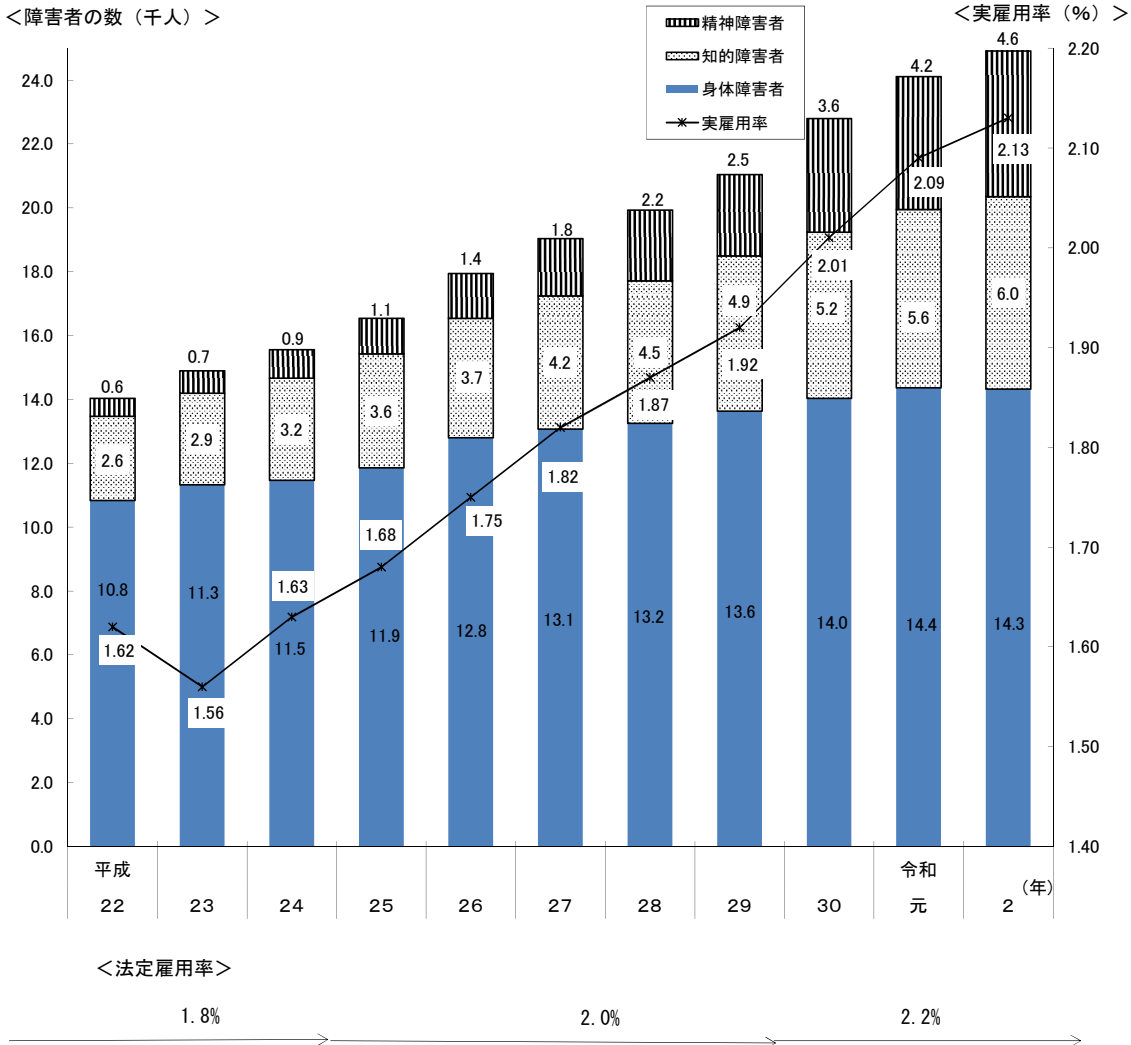
6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

7 市町村教育委員会は前年の報告がないため()内は記載なし。

8 特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模の企業、平成30年以降は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

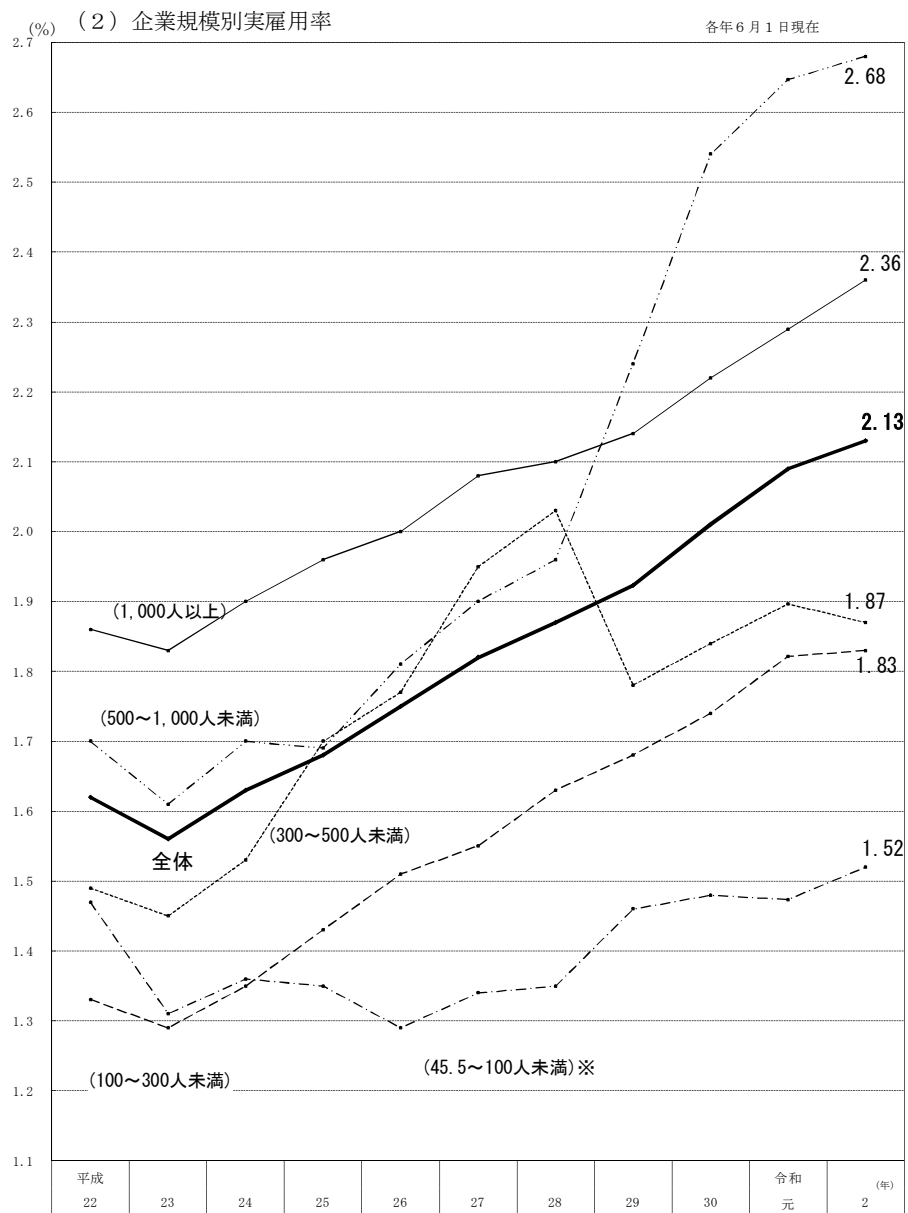
注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 	平成23年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成18年以降 平成22年まで	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 		

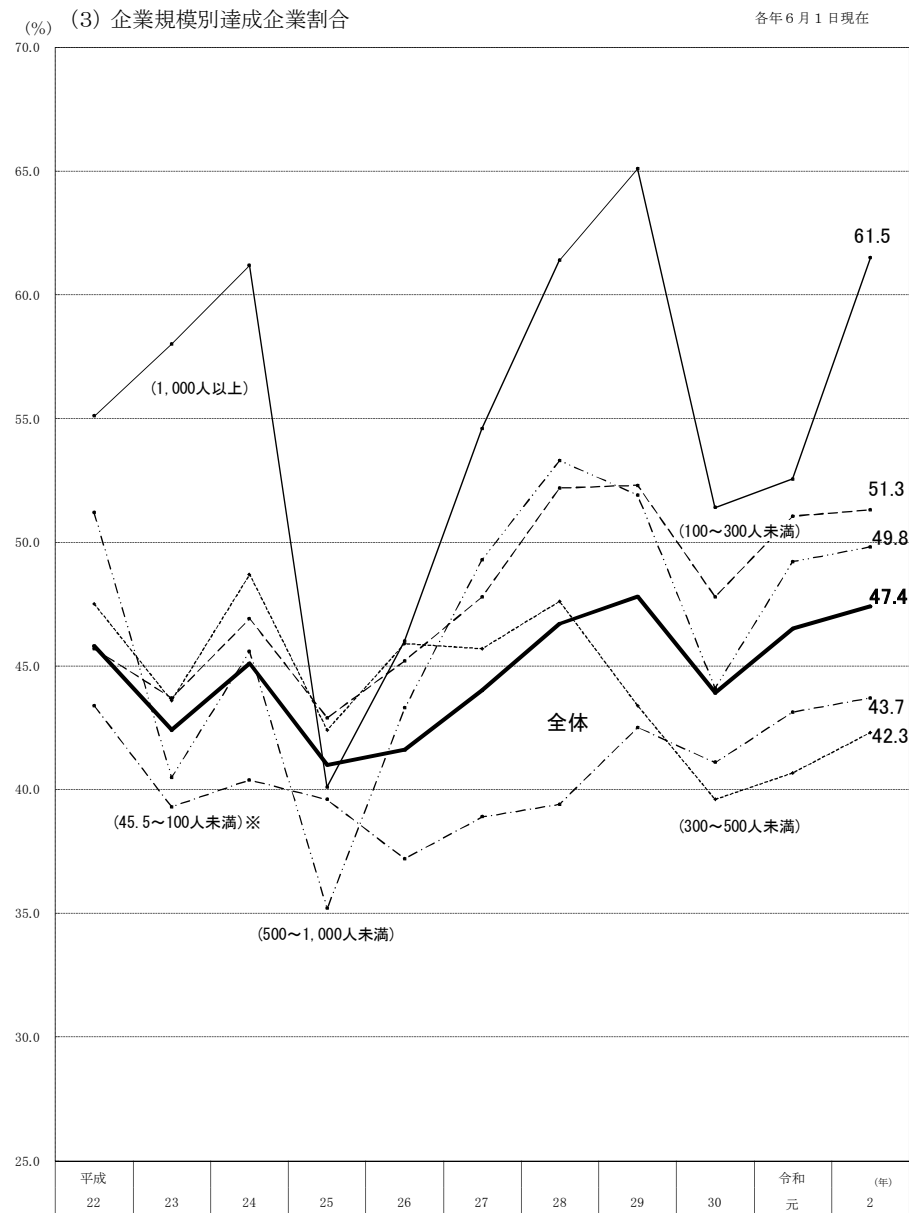
※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

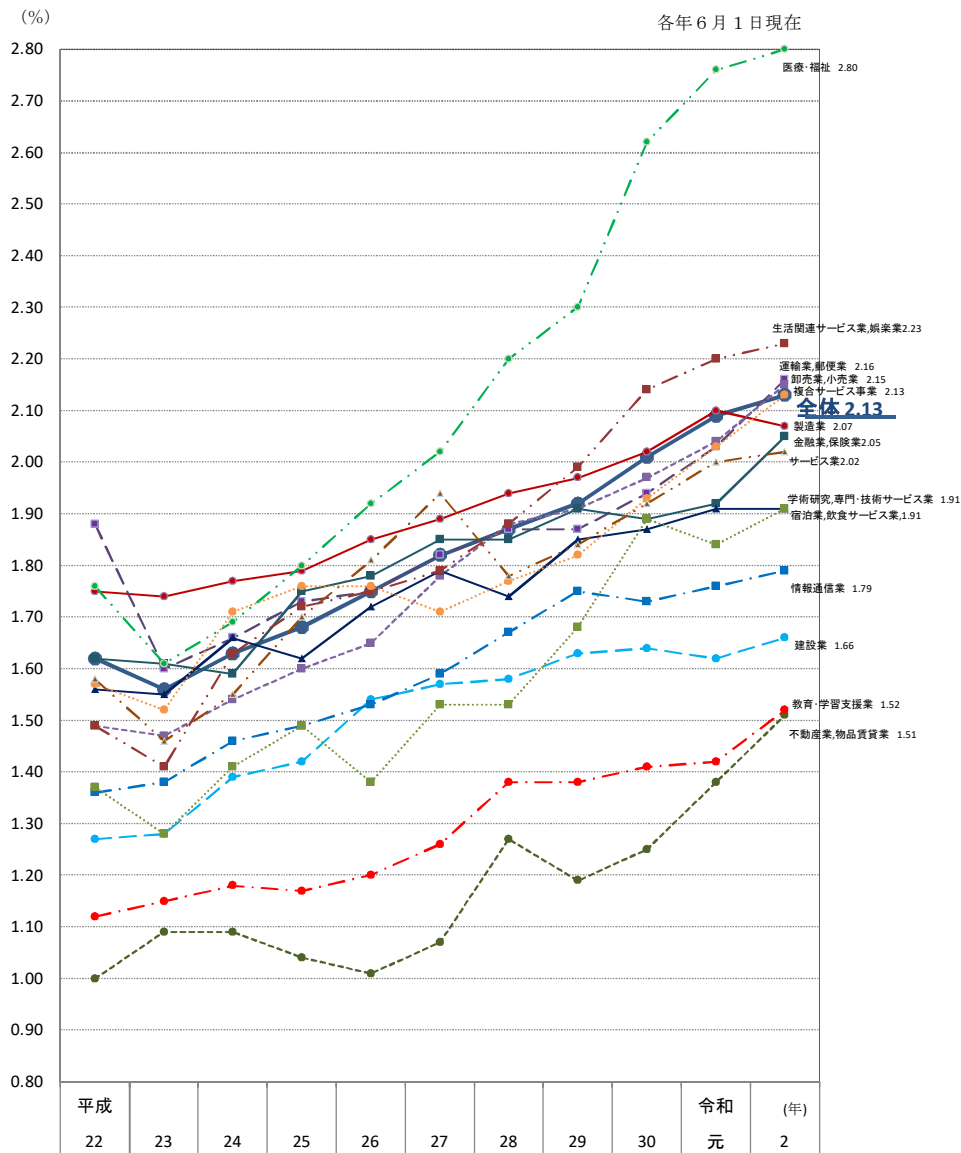


※24年までは56~100人未満、25~29年までは50~100人未満、30年以降は45.5~100人未満



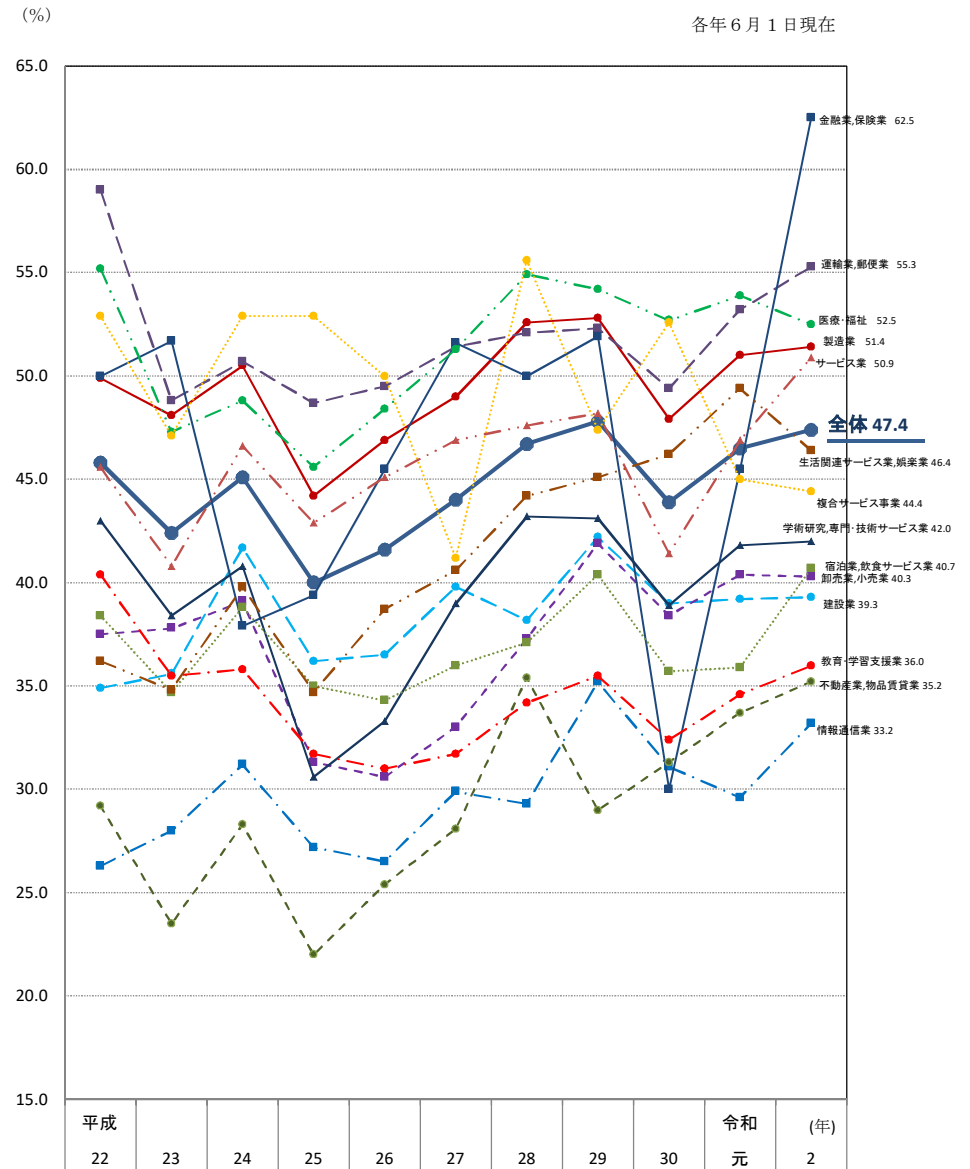
※24年までは56~100人未満、25~29年までは50~100人未満、30年以降は45.5~100人未満

(4) 産業別実雇用率



注1 グラフ作成上、労働者数が1千人に満たない農、林、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業及び電気・ガス・熱供給・水道業は除いている。

(5) 産業別達成企業割合



注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2%
 - （45.5人以上規模の企業）
 - 特殊法人等 …………… 2. 5%
 - 〔労働者数40.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5%
- （40.0人以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4%
- （42.0人以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

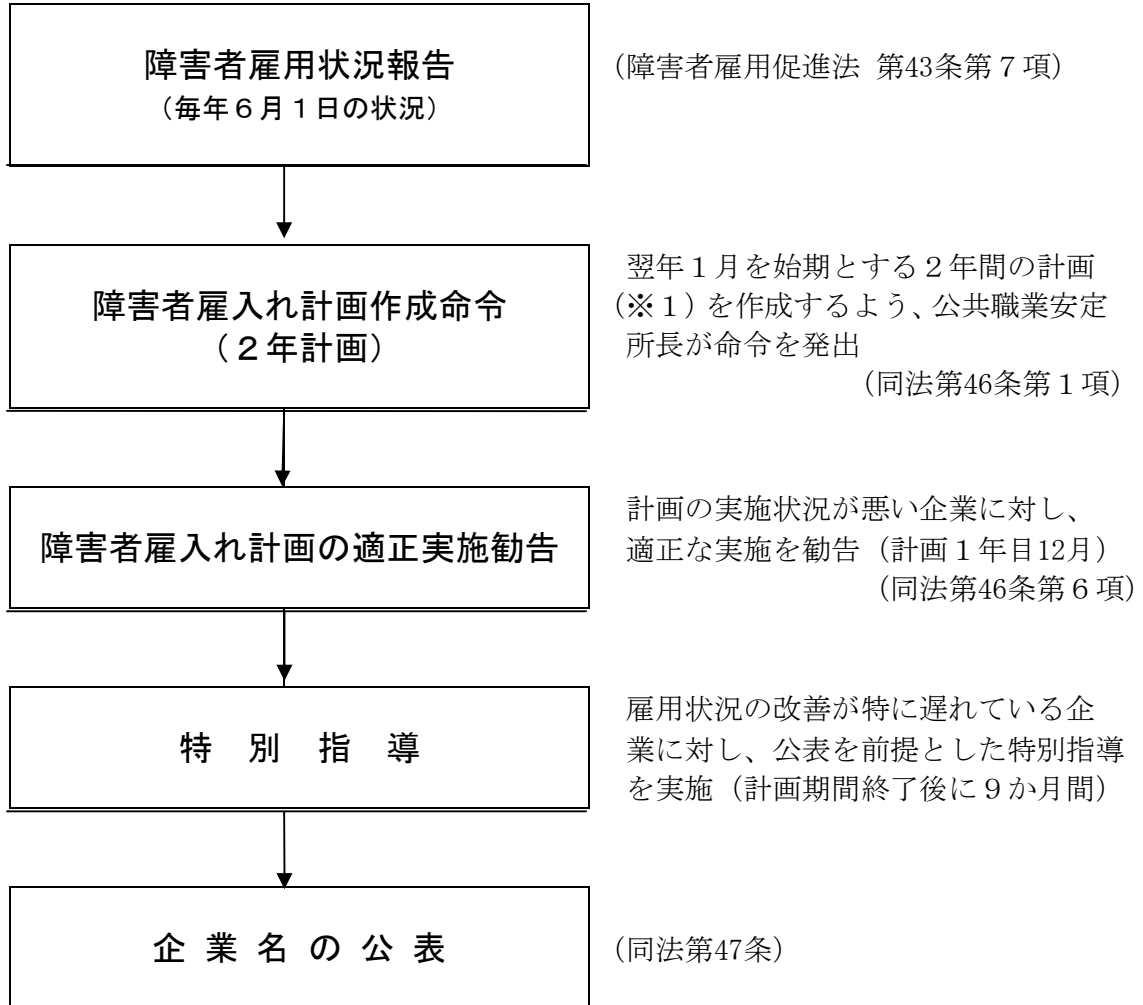
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和元年度の実績(※2)
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 0社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
 - * 「特別指導」の実施 0社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 18社(元年度末現在)
- 企業名の公表
平成21年度1社

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施しました。

詳細表

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2%）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（注4）	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（注5）	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	企業 4,815 (4,808)	人 1,171,453.5 (1,155,663.0)	人 5,100 (5,031)	人 800 (798)	人 12,705 (12,158)	人 2,411 (2,173)	人 24,910.5 (24,104.5)	人 2,687.0 (2,892.0)	% 2.13 (2.09)	企業 2,280 (2,236)	% 47.4 (46.5)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c + (d-e) × 0.5 + e	g. うち新規雇用分
民間企業	人 24,910.5 (24,104.5)	人 4,243 (4,284)	人 629 (644)	人 4,825 (4,805)	人 760 (706)	人 14,320.0 (14,370.0)	人 1,004.0 (1,173.0)	人 857 (747)	人 171 (154)	人 3,629 (3,439)	人 1,030 (976)	人 6,029.0 (5,575.0)	人 645.5 (645.5)	人 3,148 (2,817)	人 1,724 (1,588)	人 1,103 (1,097)	人 4,561.5 (4,159.5)	人 1,037.5 (1,073.5)

[1 (1) ①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1 (1) ②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa,c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb,d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 4,815 (4,808)	人 1,171,453.5 (1,155,663.0)	人 5,100 (5,031)	人 800 (798)	人 12,705 (12,158)	人 2,411 (2,173)	人 24,910.5 (24,104.5)	人 2,687.0 (2,892.0)	% 2.13 (2.09)	企業 2,280 (2,236)	% 47.4 (46.5)
45.5～100人未満	企業 2,308 (2,307)	人 152,462.5 (152,299.0)	人 420 (443)	人 92 (76)	人 1,271 (1,175)	人 241 (213)	人 2,323.5 (2,243.5)	人 252.0 (264.5)	% 1.52 (1.47)	企業 1,008 (995)	% 43.7 (43.1)
100～300人未満	1,752 (1,743)	266,094.0 (265,921.0)	996 (1,028)	215 (204)	2,433 (2,358)	466 (450)	4,873.0 (4,843.0)	550.0 (569.5)	1.83 (1.82)	898 (890)	51.3 (51.1)
300～500人未満	326 (327)	115,220.5 (115,183.0)	424 (438)	73 (79)	1,135 (1,125)	206 (208)	2,159.0 (2,184.0)	192.5 (258.0)	1.87 (1.90)	138 (133)	42.3 (40.7)
500～1000人未満	237 (254)	151,066.0 (164,073.0)	664 (750)	232 (252)	2,062 (2,189)	868 (804)	4,056.0 (4,343.0)	532.0 (609.5)	2.68 (2.65)	118 (125)	49.8 (49.2)
1,000人以上	192 (177)	486,610.5 (458,187.0)	2,596 (2,372)	188 (187)	5,804 (5,311)	630 (498)	11,499.0 (10,491.0)	1,160.5 (1,190.5)	2.36 (2.29)	118 (93)	61.5 (52.5)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. のうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分	
規模計	24,910.5 (24,104.5)	4,243 (4,284)	629 (644)	4,825 (4,805)	760 (706)	14,320.0 (14,370.0)	1,004.0 (1,173.0)	857 (747)	171 (154)	3,629 (3,439)	1,030 (976)	6,029.0 (5,575.0)	645.5 (645.5)	3,148 (2,817)	1,724 (1,588)	1,103 (1,097)	4,561.5 (4,159.5)	1,037.5 (1,073.5)	
45.5～100人未満	2,323.5 (2,243.5)	344 (355)	62 (50)	551 (522)	95 (78)	1,348.5 (1,321.0)		76 (88)	30 (26)	391 (375)	87 (97)	616.5 (625.5)		246 (222)	142 (94)	83 (56)	358.5 (297.0)		
100～300人未満	4,873.0 (4,843.0)	880 (912)	157 (157)	1,084 (1,080)	185 (181)	3,093.5 (3,151.5)		116 (116)	58 (47)	672 (625)	185 (177)	1,054.5 (992.5)		558 (516)	215 (229)	119 (137)	725.0 (699.0)		
300～500人未満	2,159.0 (2,184.0)	370 (391)	62 (67)	428 (444)	71 (74)	1,265.5 (1,330.0)		54 (47)	11 (12)	357 (329)	79 (82)	515.5 (476.0)		298 (281)	108 (123)	52 (71)	378.0 (378.0)		
500～1000人未満	4,056.0 (4,343.0)	597 (668)	195 (212)	699 (777)	203 (219)	2,189.5 (2,434.5)		67 (82)	37 (40)	384 (429)	439 (413)	774.5 (839.5)		460 (427)	745 (728)	519 (556)	1,092.0 (1,069.0)		
1,000人以上	11,499.0 (10,491.0)	2,052 (1,958)	153 (158)	2,063 (1,982)	206 (154)	6,423.0 (6,133.0)		544 (414)	35 (29)	1,825 (1,681)	240 (207)	3,068.0 (2,641.5)		1,586 (1,371)	514 (414)	330 (277)	2,008.0 (1,716.5)		

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者 (注4)	D. 重度以外の 身体障害者及び 知的障害者並び に精神障害者で ある短時間労働 者(注5)	人					
産業計	企業 4,815 (4,808)	人 1,171,453.5 (1,155,663.0)	人 5,100 (5,031)	人 800 (798)	人 12,705 (12,158)	人 2,411 (2,173)	人 24,910.5 (24,104.5)	人 2,687.0 (2,892.0)	% 2.13 (2.09)	企業 2,280 (2,236)	% 47.4 (46.5)	
農、林、漁業	企業 5 (6)	人 949.5 (946.5)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 17 (13)	人 2 (1)	人 20.0 (15.5)	人 4.0 (0.0)	% 2.11 (1.64)	企業 3 (4)	% 60.0 (66.7)	
鉱業、採石業、 砂利採取業	3 (3)	277.0 (262.0)	0 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	2.0 (3.0)	0.0 (1.0)	0.72 (1.15)	0 (2)	0.0 (66.7)	
建設業	173 (171)	26,493.0 (25,233.0)	115 (108)	4 (7)	198 (179)	15 (13)	439.5 (408.5)	18.5 (20.0)	1.66 (1.62)	68 (67)	39.3 (39.2)	
製造業	1,174 (1,201)	329,921.0 (329,934.0)	1,670 (1,731)	80 (91)	3,309 (3,277)	204 (189)	6,831.0 (6,924.5)	433.5 (515.5)	2.07 (2.10)	603 (613)	51.4 (51.0)	
電気・ガス・ 熱供給・水道 業	6 (5)	574.0 (397.5)	2 (1)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	8.0 (5.0)	0.0 (1.0)	1.39 (1.26)	3 (2)	50.0 (40.0)	
情報通信業	277 (267)	79,216.5 (79,049.5)	328 (333)	15 (13)	739 (701)	15 (25)	1,417.5 (1,392.5)	170.5 (157.0)	1.79 (1.76)	92 (79)	33.2 (29.6)	
運輸業、郵便業	465 (459)	78,488.5 (71,362.5)	362 (313)	57 (48)	867 (729)	91 (85)	1,693.5 (1,445.5)	154.0 (150.5)	2.16 (2.03)	257 (244)	55.3 (53.2)	
卸売業、小売業	645 (639)	196,028.0 (193,634.5)	758 (693)	112 (98)	2,400 (2,294)	376 (329)	4,216.0 (3,942.5)	437.5 (413.0)	2.15 (2.04)	260 (258)	40.3 (40.4)	
金融業、保険業	32 (33)	14,988.5 (14,955.5)	76 (71)	11 (13)	142 (127)	6 (9)	308.0 (286.5)	37.0 (33.5)	2.05 (1.92)	20 (15)	62.5 (45.5)	
不動産業、 物品賃貸業	88 (83)	11,808.0 (11,304.5)	45 (39)	3 (4)	81 (70)	9 (7)	178.5 (155.5)	27.0 (19.5)	1.51 (1.38)	31 (28)	35.2 (33.7)	
学術研究、専 門・技術サー ビス業	174 (177)	51,434.5 (52,494.0)	254 (272)	15 (11)	443 (438)	31 (24)	981.5 (1,005.0)	85.0 (102.0)	1.91 (1.91)	73 (74)	42.0 (41.8)	
宿泊業、飲食 サービス業	162 (170)	33,798.5 (36,022.5)	104 (98)	32 (42)	330 (351)	148 (151)	644.0 (664.5)	84.0 (99.0)	1.91 (1.84)	66 (61)	40.7 (35.9)	
生活関連サー ビス業、娯楽業	166 (164)	29,736.5 (30,148.0)	103 (102)	37 (29)	367 (387)	109 (89)	664.5 (664.5)	110.5 (96.0)	2.23 (2.20)	77 (81)	46.4 (49.4)	
教育、学習支援業	136 (136)	22,216.5 (21,790.5)	76 (69)	13 (13)	156 (144)	32 (30)	337.0 (310.0)	32.0 (26.0)	1.52 (1.42)	49 (47)	36.0 (34.6)	
医療、福祉	790 (775)	152,902.0 (147,172.5)	531 (534)	341 (334)	2,305 (2,173)	1,146 (979)	4,281.0 (4,064.5)	799.0 (833.5)	2.80 (2.76)	415 (418)	52.5 (53.9)	
複合サービス事業	18 (20)	8,067.5 (8,336.0)	51 (51)	3 (2)	63 (61)	8 (9)	172.0 (169.5)	19.5 (10.0)	2.13 (2.03)	8 (9)	44.4 (45.0)	
サービス業	501 (499)	134,554.0 (132,620.0)	624 (615)	77 (93)	1,282 (1,208)	219 (233)	2,716.5 (2,647.5)	275.0 (414.5)	2.02 (2.00)	255 (234)	50.9 (46.9)	

注 1 (1)①の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
	人	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+(d-e)×0.5+e (注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
産業計	24,910.5 (24,104.5)	4,243 (4,284)	629 (644)	4,825 (4,805)	760 (706)	14,320.0 (14,370.0)	1,004.0 (1,173.0)	857 (747)	171 (154)	3,629 (3,439)	1,030 (976)	6,029.0 (5,575.0)	645.5 (645.5)	3,148 (2,817)	1,724 (1,588)	1,103 (1,097)	4,561.5 (4,159.5)	1,037.5 (1,073.5)
農、林、漁業	20.0 (15.5)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	1 (1)	6.5 (6.5)	/	0 (0)	0 (0)	5 (4)	1 (0)	5.5 (4.0)	/	7 (5)	1 (0)	1 (0)	8.0 (5.0)	/
鉱業、採石業、砂利採取業	2.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1.0 (2.0)	/	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	/	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	/
建設業	439.5 (408.5)	109 (103)	4 (7)	140 (126)	8 (5)	366.0 (341.5)	/	6 (5)	0 (0)	18 (17)	5 (7)	32.5 (30.5)	/	37 (33)	5 (4)	3 (3)	41.0 (36.5)	/
製造業	6,831.0 (6,924.5)	1,401 (1,461)	60 (65)	1,490 (1,531)	71 (66)	4,387.5 (4,551.0)	/	269 (270)	20 (26)	1,068 (1,021)	88 (90)	1,670.0 (1,632.0)	/	695 (657)	101 (101)	56 (68)	773.5 (741.5)	/
電気・ガス・熱供給・水道業	8.0 (5.0)	2 (1)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	8.0 (5.0)	/	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	/	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	/
情報通信業	1,417.5 (1,392.5)	323 (330)	15 (13)	284 (290)	7 (14)	948.5 (970.0)	/	5 (3)	0 (0)	78 (71)	2 (3)	89.0 (78.5)	/	360 (324)	23 (24)	17 (16)	380.0 (344.0)	/
運輸業、郵便業	1,693.5 (1,445.5)	303 (293)	47 (42)	459 (421)	41 (37)	1,132.5 (1,067.5)	/	59 (20)	10 (6)	240 (178)	29 (33)	382.5 (240.5)	/	146 (112)	43 (33)	22 (18)	178.5 (137.5)	/
卸売業、小売業	4,216.0 (3,942.5)	540 (521)	88 (79)	669 (662)	114 (89)	1,894.0 (1,827.5)	/	218 (172)	24 (19)	990 (939)	146 (140)	1,523.0 (1,372.0)	/	601 (543)	256 (250)	140 (150)	799.0 (743.0)	/
金融業、保険業	308.0 (286.5)	75 (71)	11 (13)	89 (90)	5 (8)	252.5 (249.0)	/	1 (0)	0 (0)	14 (5)	1 (0)	16.5 (5.0)	/	32 (25)	7 (8)	7 (7)	39.0 (32.5)	/
不動産業、物品賃貸業	178.5 (155.5)	43 (39)	3 (4)	37 (34)	3 (4)	127.5 (118.0)	/	2 (0)	0 (0)	4 (7)	1 (0)	8.5 (7.0)	/	29 (28)	16 (4)	11 (1)	42.5 (30.5)	/
学術研究、専門・技術サービス業	981.5 (1,005.0)	238 (257)	13 (11)	228 (232)	18 (10)	726.0 (762.0)	/	16 (15)	2 (0)	45 (50)	7 (7)	82.5 (83.5)	/	153 (149)	23 (14)	17 (7)	173.0 (159.5)	/
宿泊業、飲食サービス業	644.0 (664.5)	70 (68)	20 (23)	75 (83)	41 (40)	255.5 (262.0)	/	34 (30)	12 (19)	138 (157)	81 (87)	258.5 (279.5)	/	73 (68)	70 (67)	44 (43)	130.0 (123.0)	/
生活関連サービス業、娯楽業	664.5 (664.5)	52 (50)	22 (20)	94 (96)	33 (34)	236.5 (233.0)	/	51 (52)	15 (9)	115 (121)	36 (28)	250.0 (248.0)	/	84 (98)	114 (99)	74 (72)	178.0 (183.5)	/
教育・学習支援業	337.0 (310.0)	73 (68)	13 (13)	63 (65)	16 (19)	230.0 (223.5)	/	3 (1)	0 (0)	27 (24)	4 (5)	35.0 (28.5)	/	56 (43)	22 (18)	10 (12)	72.0 (58.0)	/
医療、福祉	4,281.0 (4,064.5)	415 (424)	265 (269)	563 (568)	277 (251)	1,796.5 (1,810.5)	/	116 (110)	76 (65)	613 (585)	568 (504)	1,205.0 (1,122.0)	/	478 (380)	952 (864)	651 (640)	1,279.5 (1,132.0)	/
複合サービス事業	172.0 (169.5)	49 (49)	2 (2)	42 (42)	2 (2)	143.0 (143.0)	/	2 (2)	1 (0)	4 (6)	6 (6)	12.0 (13.0)	/	14 (9)	3 (5)	3 (4)	17.0 (13.5)	/
サービス業	2,716.5 (2,647.5)	549 (548)	66 (83)	583 (556)	123 (126)	1,808.5 (1,798.0)	/	75 (67)	11 (10)	270 (254)	55 (66)	458.5 (431.0)	/	382 (342)	88 (97)	47 (56)	449.5 (418.5)	/

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
製造業計	企業 1,174 (1,201)	人 329,921.0 (329,934.0)	人 1,670 (1,731)	人 80 (91)	人 3,309 (3,277)	人 204 (189)	人 6,831.0 (6,924.5)	人 433.5 (515.5)	% 2.07 (2.10)	企業 603 (613)	% 51.4 (51.0)
食料品・たばこ	企業 115 (118)	人 29,831.5 (29,352.0)	人 100 (109)	人 27 (34)	人 418 (423)	人 63 (61)	人 676.5 (705.5)	人 50.5 (65.0)	% 2.27 (2.40)	企業 71 (74)	% 61.7 (62.7)
繊維工業	10 (13)	1,060.5 (1,162.5)	6 (8)	0 (1)	8 (10)	0 (1)	20.0 (27.5)	0.0 (0.5)	1.89 (2.37)	5 (9)	50.0 (69.2)
木材・家具	12 (12)	4,839.0 (4,760.0)	24 (25)	0 (0)	54 (56)	1 (1)	102.5 (106.5)	3.0 (2.0)	2.12 (2.24)	9 (11)	75.0 (91.7)
パルプ・紙・印刷	54 (53)	6,643.0 (6,551.5)	27 (28)	1 (0)	99 (88)	4 (4)	156.0 (146.0)	10.0 (13.0)	2.35 (2.23)	28 (32)	51.9 (60.4)
化学工業	113 (113)	20,878.0 (21,275.5)	79 (80)	11 (12)	203 (207)	16 (15)	380.0 (386.5)	32.0 (33.5)	1.82 (1.82)	58 (59)	51.3 (52.2)
窯業・土石	21 (21)	2,261.0 (2,285.0)	9 (7)	0 (0)	23 (23)	1 (0)	41.5 (37.0)	7.0 (5.0)	1.84 (1.62)	12 (11)	57.1 (52.4)
鉄鋼	17 (16)	2,470.0 (2,407.5)	13 (10)	2 (2)	32 (29)	2 (1)	61.0 (51.5)	5.0 (3.0)	2.47 (2.14)	13 (10)	76.5 (62.5)
非鉄金属	25 (24)	6,232.0 (6,152.0)	24 (27)	2 (4)	72 (64)	2 (2)	123.0 (123.0)	8.0 (10.0)	1.97 (2.00)	16 (16)	64.0 (66.7)
金属製品	112 (117)	11,488.0 (11,507.5)	55 (51)	3 (3)	172 (172)	5 (5)	287.5 (279.5)	15.0 (19.0)	2.50 (2.43)	58 (52)	51.8 (44.4)
電気機械	192 (204)	53,778.5 (54,708.5)	283 (309)	9 (6)	491 (492)	58 (59)	1,095.0 (1,145.5)	63.5 (64.5)	2.04 (2.09)	100 (94)	52.1 (46.1)
その他機械	385 (391)	163,849.0 (165,001.0)	909 (933)	21 (27)	1,480 (1,468)	34 (28)	3,336.0 (3,375.0)	180.0 (251.0)	2.04 (2.05)	188 (195)	48.8 (49.9)
その他	118 (119)	26,590.5 (24,771.0)	141 (144)	4 (2)	257 (245)	18 (12)	552.0 (541.0)	59.5 (49.0)	2.08 (2.18)	45 (50)	38.1 (42.0)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	①障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
	人	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2 + b + c + d×0.5	人	人	人	人	e. 計 a×2 + b + c + d×0.5	人	人	人	f. 計 c+(d-e)×0.5+e
製造業計	6,831.0 (6,924.5)	1,401 (1,461)	60 (65)	1,490 (1,531)	71 (66)	4,387.5 (4,551.0)	269 (270)	20 (26)	1,068 (1,021)	88 (90)	1,670.0 (1,632.0)	695 (657)	101 (101)	56 (68)	773.5 (741.5)
食料品・たばこ	676.5 (705.5)	63 (62)	15 (17)	94 (107)	17 (16)	243.5 (256.0)	37 (47)	12 (17)	246 (235)	38 (37)	351.0 (364.5)	66 (67)	20 (22)	12 (14)	82.0 (85.0)
繊維工業	20.0 (27.5)	5 (7)	0 (1)	5 (7)	0 (1)	15.0 (22.5)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	5.0 (5.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
木材・家具	102.5 (106.5)	22 (23)	0 (0)	17 (18)	0 (0)	61.0 (64.0)	2 (2)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	21.0 (21.0)	20 (21)	1 (1)	0 (0)	20.5 (21.5)
パルプ・紙・印刷	156.0 (146.0)	19 (20)	1 (0)	30 (31)	1 (1)	69.5 (71.5)	8 (8)	0 (0)	52 (39)	1 (1)	68.5 (55.5)	15 (17)	4 (3)	2 (1)	18.0 (19.0)
化学工業	380.0 (386.5)	66 (67)	10 (11)	72 (74)	7 (6)	217.5 (222.0)	13 (13)	1 (1)	72 (77)	5 (6)	101.5 (107.0)	54 (50)	9 (9)	5 (6)	61.0 (57.5)
窯業・土石	41.5 (37.0)	9 (7)	0 (0)	12 (15)	0 (0)	30.0 (29.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	9 (7)	3 (1)	2 (1)	11.5 (8.0)
鉄鋼	61.0 (51.5)	11 (8)	2 (2)	17 (15)	2 (1)	42.0 (33.5)	2 (2)	0 (0)	8 (7)	0 (0)	12.0 (11.0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	7.0 (7.0)
非鉄金属	123.0 (123.0)	24 (27)	2 (4)	44 (43)	1 (0)	94.5 (101.0)	0 (0)	0 (0)	14 (12)	1 (1)	14.5 (12.5)	14 (8)	0 (2)	0 (1)	14.0 (9.5)
金属製品	287.5 (279.5)	36 (32)	3 (2)	55 (51)	4 (4)	132.0 (119.0)	19 (19)	0 (1)	98 (95)	1 (1)	136.5 (134.5)	18 (23)	1 (3)	1 (3)	19.0 (26.0)
電気機械	1,095.0 (1,145.5)	255 (282)	8 (5)	249 (257)	13 (17)	773.5 (834.5)	28 (27)	1 (1)	118 (114)	30 (35)	190.0 (186.5)	113 (104)	26 (24)	11 (17)	131.5 (124.5)
その他機械	3,336.0 (3,375.0)	783 (814)	16 (21)	771 (791)	21 (17)	2,363.5 (2,448.5)	126 (119)	5 (6)	363 (348)	6 (5)	623.0 (594.5)	330 (311)	23 (24)	16 (18)	349.5 (332.0)
その他	552.0 (541.0)	108 (112)	3 (2)	124 (122)	5 (3)	345.5 (349.5)	33 (32)	1 (0)	77 (74)	6 (4)	147.0 (140.0)	49 (42)	14 (12)	7 (7)	59.5 (51.5)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	2,535 (100.0%)	1,663 (65.6%)	510 (20.1%)	161 (6.4%)	109 (4.3%)	82 (3.2%)	10 (0.4%)	— —	— —	1,454 (57.4%)
45.5-100人未満	1,300 (100.0%)	1,238 (95.2%)	62 (4.8%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	1,206 (92.8%)
100-300人未満	854 (100.0%)	350 (41.0%)	361 (42.3%)	96 (11.2%)	37 (4.3%)	10 (1.2%)	— —	— —	— —	248 (29.0%)
300-500人未満	188 (100.0%)	33 (17.6%)	49 (26.1%)	41 (21.8%)	43 (22.9%)	22 (11.7%)	— —	— —	— —	0 (0.0%)
500-1000人未満	119 (100.0%)	30 (25.2%)	22 (18.5%)	17 (14.3%)	23 (19.3%)	25 (21.0%)	2 (1.7%)	— —	— —	0 (0.0%)
1,000人以上	74 (100.0%)	12 (16.2%)	16 (21.6%)	7 (9.5%)	6 (8.1%)	25 (33.8%)	8 (10.8%)	— —	— —	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

3 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

詳細表

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（注4）	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員（注5）	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
県の機関	機関 4 (4)	人 11,269.5 (11,050.5)	人 75 (75)	人 17 (14)	人 123 (122)	人 20 (21)	人 300.0 (296.5)	人 19.5 (20.5)	% 2.66 (2.68)	機関 3 (3)	% 75.0 (75.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
県の機関	人 300.0 (296.5)	人 75 (75)	人 16 (14)	人 102 (103)	人 18 (18)	人 277.0 (276.0)	人 13.0 (8.5)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 2 (3)	人 2.0 (1.5)	人 1.5 (0.0)	人 18 (14)	人 3 (5)	人 3 (5)	人 21.0 (19.0)	人 5.0 (12.0)

[1 (1) ①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって次のいずれかに該当する者を含む。
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 () 内は令和元年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

[1 (1) ②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④e欄（注5参照）に該当しない精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③a、c欄及び④e欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③b、d欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- 5 ④e欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 () 内は令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

(2) 市町村等の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
市町村等の機関	36 (36)	86,733.5 (81,527.5)	534 (525)	31 (23)	936 (832)	50 (48)	2,060.0 (1,929.0)	214.5 (181.0)	2.38 (2.37)	22 (24)	61.1 (66.7)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
市町村等の機関	2,060.0 (1,929.0)	530 (523)	30 (23)	575 (581)	34 (32)	1,682.0 (1,666.0)	76.5 (87.0)	4 (2)	1 (0)	98 (73)	11 (12)	112.5 (83.0)	37.0 (39.0)	200 (151)	68 (31)	63 (27)	265.5 (180.0)	101.0 (55.0)

注 1 (1)②の表と同じ

3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（注4）	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（注5）	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
地方独立行政法人等	7 (7)	5,762.0 (5,728.5)	18 (25)	4 (2)	87 (77)	3 (3)	128.5 (130.5)	22.5 (27.5)	2.23 (2.28)	5 (5)	71.4 (71.4)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
地方独立行政法人等	128.5 (130.5)	16 (20)	4 (2)	28 (27)	3 (2)	65.5 (70.0)	6.5 (14.5)	2 (5)	0 (0)	14 (11)	0 (0)	18.0 (21.0)	3.0 (3.0)	36 (33)	9 (7)	9 (6)	45.0 (39.5)	13.0 (10.0)

[2①の表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当する者については、1人分としてカウントされる。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

[2②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④e欄（注5参照）に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。
- 5 ④e欄の職員とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

※「地方独立行政法人等」とは、障害者雇用促進法施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	11,269.5	300.0	2.66	1.0	
神奈川県知事部局	7,975.5	217.0	2.72	0.0	注4
神奈川県企業庁	998.0	27.0	2.71	0.0	
神奈川県議会議会局	80.5	2.0	2.48	0.0	
神奈川県警察本部	2,215.5	54.0	2.44	1.0	注5

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者（通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者または通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 神奈川県警察本部においては、10月1日時点において、障害者の数56.5人、実雇用率2.54%、不足数0.0人となっている
- 6 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

特例認定一覧(都道府県知事部局)	
認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
神奈川県	神奈川県監査事務局

(2) 県及び市町村の一定の教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	24,184.5	430.0	1.78	150.0	
神奈川県教育委員会	24,058.0	428.0	1.78	149.0	
寒川町教育委員会	72.0	0.0	0.00	1.0	注4
箱根町教育委員会	54.5	2.0	3.67	0.0	注4

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者（通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者または通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 寒川町教育委員会(その他の機関)においては、10月2日に寒川町(地方公共団体の機関)と特例認定を受け、箱根町教育委員会(その他の機関)においては11月11日に箱根町(地方公共団体の機関)と特例認定を受けた。特例認定とは、地方公共団体の機関及び当該地方公共団体の機関と人的関係が緊密である等のその他の機関の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該その他の機関に勤務する職員を当該地方公共団体の機関に勤務する職員とみなすものである。(p.21参照)
- 5 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

(3) 市町村等の機関の状況 (法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	86,733.5	2,060.0	2.38	121.0	
横浜市	37,552.5	893.5	2.38	44.5	特例認定あり(注4)
川崎市	15,845.5	397.0	2.51	0.0	特例認定あり(注4)
相模原市	7,129.5	146.5	2.05	31.5	特例認定あり(注4)
横須賀市	3,450.5	84.5	2.45	1.5	特例認定あり(注4)
平塚市	2,148.0	54.5	2.54	0.0	特例認定あり(注4)
鎌倉市	1,350.0	34.5	2.56	0.0	特例認定あり(注4)
藤沢市	3,213.5	67.0	2.08	13.0	特例認定あり(注4)
小田原市	1,935.0	36.0	1.86	12.0	特例認定あり(注4)
茅ヶ崎市	1,805.0	42.5	2.35	2.5	特例認定あり(注4)
逗子市	516.0	11.0	2.13	1.0	特例認定あり(注4)
三浦市	355.0	10.0	2.82	0.0	特例認定あり(注4)
秦野市	1,071.5	23.0	2.15	3.0	特例認定あり(注4)
厚木市	2,078.5	46.5	2.24	4.5	特例認定あり(注4)
大和市	1,569.0	38.0	2.42	1.0	特例認定あり(注4)、注5①
伊勢原市	593.5	16.0	2.70	0.0	特例認定あり(注4)
海老名市	896.5	25.0	2.79	0.0	特例認定あり(注4)
座間市	987.0	24.0	2.43	0.0	特例認定あり(注4)
南足柄市	376.0	10.0	2.66	0.0	特例認定あり(注4)
綾瀬市	606.5	13.0	2.14	2.0	特例認定あり(注4)、注5②
葉山町	333.0	12.0	3.60	0.0	
寒川町	293.5	7.0	2.39	0.0	
大磯町	301.5	7.0	2.32	0.0	
二宮町	209.0	7.0	3.35	0.0	
中井町	104.5	3.0	2.87	0.0	
大井町	163.5	4.0	2.45	0.0	
松田町	135.5	4.5	3.32	0.0	
山北町	133.0	1.5	1.13	1.5	
開成町	151.5	3.0	1.98	0.0	
箱根町	312.5	5.0	1.60	2.0	
真鶴町	95.0	2.5	2.63	0.0	
湯河原町	216.0	8.0	3.70	0.0	
愛川町	301.5	7.0	2.32	0.0	
清川村	97.5	1.0	1.03	1.0	注5③
神奈川県内広域水道企業団	229.0	5.0	2.18	0.0	
三浦市立病院	116.0	5.0	4.31	0.0	
高座清掃施設組合	62.0	5.0	8.06	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者（通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者または通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 ① 大和市においては、12月1日時点において、障害者の数39.0人、実雇用率2.48%、不足数0.0人となっている
② 綾瀬市においては、9月15日時点において、障害者の数15.0人、実雇用率2.47%、不足数0.0人となっている
③ 清川村においては、9月1日時点において、障害者の数3.0人、実雇用率2.93%、不足数0.0人となっている

特例認定一覧 (市町村長部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
横浜市	横浜市教育委員会	横浜市水道局	横浜市医療局病院経営本部	横浜市交通局
川崎市	川崎市教育委員会	川崎市上下水道局	川崎市病院局	川崎市交通局
横須賀市	横須賀市教育委員会	横須賀市上下水道局		
平塚市	平塚市教育委員会	平塚市民病院		
鎌倉市	鎌倉市教育委員会			
藤沢市	藤沢市教育委員会			
小田原市	小田原市教育委員会	小田原市水道局		
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市教育委員会			
逗子市	逗子市教育委員会			
相模原市	相模原市教育委員会			
三浦市	三浦市教育委員会			
秦野市	秦野市教育委員会			
厚木市	厚木市教育委員会	厚木市病院事業		
大和市	大和市教育委員会			
伊勢原市	伊勢原市教育委員会	伊勢原市監査委員	伊勢原市議会	伊勢原市選挙管理委員会
海老名市	海老名市教育委員会			伊勢原市農業委員会
座間市	座間市教育委員会	座間市上下水道局		
南足柄市	南足柄市教育委員会			
綾瀬市	綾瀬市教育委員会			
寒川町	寒川町教育委員会(R2.10.2認定)			
箱根町	箱根町教育委員会(R2.11.11認定)			

(4) 地方独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人等合計	5,762.0	128.5	2.23	16.0	
横浜市住宅供給公社	146.5	3.0	2.05	0.0	
川崎市住宅供給公社	82.0	4.0	4.88	0.0	
神奈川県住宅供給公社	99.0	2.0	2.02	0.0	
公立大学法人横浜市立大学	2,824.5	68.0	2.41	2.0	注4
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学	149.0	4.5	3.02	0.0	
地方独立行政法人神奈川県立病院機構	2,217.5	41.0	1.85	14.0	
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所	243.5	6.0	2.46	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者（通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者または通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 公立大学法人横浜市立大学においては、12月1日現在において、障害者の数70.0人、実雇用率2.47%、不足数0.0人となっている。

5 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。